

兵庫県公報

平成21年3月31日 水曜日 第10号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第27号）

兵庫県税条例の一部改正により、自動車取得税及び軽油引取税が目的税から普通税に改められること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第27号

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 削除」を「第7章 自動車取得税（第27条・第28条）」に、「第12章 自動車取得税（第40条の2・第40条の2の2）」に、「第13章 軽油引取税（第29条―第32条の21）」に、「第13章 軽油引取税（第40条の3―第45条）」に改める。

第2条中「第700条の15第2項」を「第144条の21第2項」に改める。

第3条第1項第1号中「第56条の7第5項」を「第43条の15第5項」に改め、同項第5号中「第165条」を「第112条」に改める。

第5条第1項中「第98条」の右に「、第140条、第144条の55」を加え、「、第699条の29、第700条の44」を削る。

第6条の2第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第13条の表督促状（法人県民税・法人事業税用）の項中「法人事業税」の右に「・地方法人特別税」を加え、同表督促状（法人県民税・法人事業税・自動車税以外用）の項中「法人事業税」の右に「・地方法人特別税」を加える。

第7章を次のように改める。
第7章 自動車取得税
（障害を有する者に係る自動車取得税の減免額）

第27条 条例第100条第1項第3号から第6号までに掲げる自動車の取得に対する自動車取得税の減免の額は、次の各号に掲げる額のいずれか少ない額とする。

(1) 障害を有する者の利用に供するため又は当該者が運転するための当該自動車に係る特別の仕様又は装置の変更を要した額に300万円を加算した額に当該自動車の取得に対して課すべき自動車取得税の税率を乗じて得た額

(2) 当該自動車の取得に係る自動車取得税の額

(自動車取得税に関する書類の様式)

第28条 自動車取得税について、次の表の左欄に掲げる書類の様式は、それぞれ右欄に掲げるところによる。

書類の種類	様式
法第123条第2項の規定による自動車取得税の修正申告書	様式第58号
条例第98条第2項の規定による納税義務免除の申告書	様式第59号
条例第98条第4項の規定による徴収猶予の申告書	様式第60号
条例第98条第8項又は第99条第3項の規定による還付申請書	様式第61号
条例第99条第3項の規定による納付義務の免除の申請書	様式第62号
条例第100条第2項の規定による減免の申請書	様式第63号
自動車取得税の納付及び減額の通知書	様式第64号

第7章の次に次の1章を加える。

第7章の2 軽油引取税

(仮特約業者の欠格要件)

第29条 条例第106条第1項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 破産者で復権を得ていないことその他その経営の基礎が薄弱であると認められる者であること。
- (2) 法第144条の8第3項の規定により仮特約業者の指定を取り消された者(政令第43条の10第2号に該当するものとして仮特約業者の指定を取り消された者を除く。第4号において同じ。)で、その取消の日から起算して2年を経過しないものであること。
- (3) 法第144条の9第3項、第5項本文又は第6項後段の規定により特約業者の指定を取り消された者(政令第43条の11第2号、第4号若しくは第5号の要件に該当せず、又は政令第43条の12第2号の要件に該当することにより、特約業者の指定を取り消された者を除く。次号において同じ。)で、その取消の日から起算して2年を経過しないものであること。
- (4) 法第144条の8第3項の規定により仮特約業者の指定を取り消された者又は法第144条の9第3項、第5項本文若しくは第6項後段の規定により特約業者の指定を取り消された者が法人である場合において、その取消の原因となった事実があつた日以前1年以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から起算して2年を経過しないものであること。
- (5) 国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者であること。
- (6) 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法(法において準用する場合を含む。)若しくは関税法(昭和29年法律第61号。とん税法(昭和32年法律第37号)及び特別とん税法(昭和32年法律第38号)において準用する場合を含む。)の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過しない者であること。
- (7) 法人であつて、その役員のうちに第2号から前号までのいずれかに該当する者があること。

(仮特約業者の指定の取消しができる場合)

第30条 条例第106条第3項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 偽りその他不正の行為により条例第106条第1項の規定による仮特約業者の指定を受けた場合
- (2) 元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者でなくなつた場合
- (3) 仮特約業者又は仮特約業者の代理人、使用人その他の従業者(以下この条及び第32条の2において「代理人等」という。)が、法第144条の11第1項若しくは第144条の38第1項の規定によるこれらの規定に規定する帳簿書類その他の物件の検査又は法第144条の11第3項若しくは第144条の38第2項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避したこと(仮特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該仮特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)
- (4) 仮特約業者又は仮特約業者の代理人等が、法第144条の11第1項又は第144条の38第1項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示したこと(仮特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該仮特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

- (5) 仮特約業者又は仮特約業者の代理人等が、法第144条の11第1項の規定による徴税吏員の質問又は法第144条の38第1項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁をしないこと又は虚偽の答弁をしたこと（仮特約業者の代理人等が答弁をせず又は虚偽の答弁をした場合において、その者が答弁をしないこと又は虚偽の答弁をすることを防止するため、当該仮特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。
- (6) 条例第113条の10第1項の規定に違反して県民局長の承認を受けないで同項各号の行為を行い、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた場合
- (7) 条例第113条の10第3項又は第113条の13の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した場合
- (8) 法第144条の33第2項又は第3項の罪に当たる行為をした場合
- (9) 条例第113条の11第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は偽つた場合
- (10) 条例第113条の12第1項から第3項までの規定による報告をせず、又はその報告を偽つた場合
- (11) 仮特約業者の代理人等又は仮特約業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第2章第7節の2の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第144条の54の規定により準用される国税犯則取締法の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行した場合
（仮特約業者の指定の申請の手続）

第31条 条例第106条第1項の規定により仮特約業者の指定を申請しようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添付して、これを県民局長に提出しなければならない。

- (1) 元売業者との間に締結された販売契約書の写し
- (2) 第29条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (3) 誠実に事業を行うことを誓約する書面
- (4) 申請の日の属する年の前年の軽油の販売量並びに申請の日の属する年の軽油の販売量並びに販売計画量及びその算出の基礎を記載した書面
- (5) 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - イ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
 - ウ 役員の名簿及び履歴書
- (6) 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 戸籍抄本
 - イ 財産目録
 - ウ 履歴書
- (7) 事務所又は事業所の所在地及び名称を記載した書類
（特約業者の指定の要件）

第32条 条例第107条第1項に規定する規則で定める要件は、次の各号のすべてに該当することとする。

- (1) その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することその他の事情から軽油取引税の徴収の確保に支障がないと認められること。
- (2) 元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者であること。
- (3) 第29条各号のいずれにも該当しないこと。
- (4) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 仮特約業者として1年以上引き続き軽油（第2号の販売契約に基づき、当該元売業者から供給を受けた軽油に限る。イにおいて同じ。）の販売をしている者
 - イ 仮特約業者として3月以上引き続き軽油の販売をしている者で、当該仮特約業者の納入すべき軽油引取税に係る地方団体の徴収金について当該元売業者が省令第8条の35の規定により保証するもの
- (5) 元売業者に対する軽油の販売量その他の事項について省令第8条の36の基準に該当すること。
（特約業者の指定の取消しの要件）

第32条の2 条例第107条第3項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 偽りその他不正の行為により条例第107条第1項の規定による特約業者の指定を受けたこと。
- (2) 1年以上引き続き軽油の販売をしていないこと。
- (3) 特約業者又は特約業者の代理人等が、法第144条の11第1項若しくは第144条の38第1項の規定によるこれらの規定に規定する帳簿書類その他の物件の検査又は法第144条の11第3項若しくは第144条の38第2項

の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避したこと（特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

- (4) 特約業者又は特約業者の代理人等が、法第144条の11第1項又は第144条の38第1項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示したこと（特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。
- (5) 特約業者又は特約業者の代理人等が、法第144条の11第1項の規定による徴税吏員の質問又は法第144条の38第1項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁をしないこと又は虚偽の答弁をしたこと（特約業者の代理人等が答弁をせず又は虚偽の答弁をした場合において、その者が答弁をしないこと又は虚偽の答弁をすることを防止するため、当該特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。
- (6) 条例第113条の10第1項の規定に違反して県民局長の承認を受けずに同項各号の行為を行い、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けたこと。
- (7) 条例第113条の10第3項又は第113条の13の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿したこと。
- (8) 法第144条の33第2項又は第3項の罪に当たる行為をしたこと。
- (9) 条例第113条の11第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は偽つたこと。
- (10) 条例第113条の12第1項若しくは第3項の規定による報告をせず、又はその報告を偽つたこと。
- (11) 特約業者の代理人等又は特約業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第2章第8節の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第144条の54の規定により準用される国税犯則取締法の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行したこと。
- (12) 軽油引取税の特別徴収義務者として、条例第113条第1項の規定により徴収して納入すべき軽油引取税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつたこと。
- (13) 軽油引取税の特別徴収義務者として、法第144条の20第1項の規定により命じられた担保の提供、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を、その指定された期限までにしないこと。
(特約業者の指定の申請の手続)

第32条の3 条例第107条第1項の規定により特約業者の指定を申請しようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添付して、これを県民局長に提出しなければならない。

- (1) 元売業者との間に締結された販売契約書の写し
- (2) 第29条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (3) 誠実に事業を行うことを誓約する書面
- (4) 申請の日の属する年の前3年の軽油の販売量、元売業者に対する軽油の販売量及び特約業者に対する軽油の販売量並びに申請の日の属する年の軽油の販売量並びに販売計画量及びその算出の基礎を記載した書面
- (5) 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - イ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
 - ウ 役員の名簿及び履歴書
- (6) 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 戸籍抄本
 - イ 財産目録
 - ウ 履歴書
- (7) 事務所又は事業所の所在地及び名称を記載した書類
(特約業者の指定又は指定の取消しを行つた場合の措置)

第32条の4 県民局長は、条例第107条第1項の規定により特約業者の指定を行つた場合又は同条第3項、第5項本文若しくは第6項の規定により特約業者の指定の取消しを行つた場合においては、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受けた場合においては、当該指定又は指定の取消しを行つた旨を、県公報に登載して公告するものとする。

(軽油引取税に係る特別徴収義務者の証票を紛失した場合の措置)

第32条の5 条例第112条の規定により特別徴収義務者が証票の交付を受けた者は、当該証票を紛失した場合においては、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があつた場合においては、遅滞なく、当該特別徴収義務者に対し、証票の再交付をしなければならない。

(軽油引取税を課さないこととされる軽油の数量を証する書類の提出)

第32条の6 条例第113条第3項の規定によつて知事の承認を受けようとする登録特別徴収義務者は、次の各号に掲げる軽油の数量の区分に応じ、当該各号に定める書類を同条第1項の納入申告書に添付して、これを県民局長に提出しなければならない。

(1) 条例第104条第1号の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたものであることを証するに足りる書類で、次に掲げる事項が記載されたもの

- ア 輸出した者の住所及び氏名又は所在地及び名称
- イ 輸出の年月日
- ウ 輸出した軽油の数量
- エ 輸出先

(2) 条例第104条第2号の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量 次に掲げる事項が記載された書類

- ア 当該軽油の数量
- イ 先に軽油引取税を課された状況
- ウ 軽油引取税を課された後の当該軽油の流通の状況

(3) 条例第105条の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量 県民局長の交付した免税証

(軽油引取税に係る免税軽油使用者証を紛失した場合の措置)

第32条の7 条例第113条の2第1項の規定により免税軽油使用者証の交付を受けた者は、当該免税軽油使用者証を紛失した場合においては、直ちにその事実を証明するに足りる書類を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があつた場合においては、当該紛失した免税軽油使用者証が無効である旨を、県公報に登載して公告するものとする。

(軽油引取税に係る免税証を紛失した場合の措置)

第32条の8 条例第113条の3第4項の規定により免税証の交付を受けた者は、当該免税証を紛失した場合においては、直ちにその事実を証明するに足りる書類を添付して、その旨を県民局長に届け出なければならない。

2 県民局長は、前項の届出があつた場合においては、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

3 知事は、前項の報告を受けた場合においては、当該紛失した免税証が無効である旨を、県公報に登載して公告するものとする。

(条例第113条の10第1項の規則で定める事項)

第32条の9 条例第113条の10第1項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 条例第113条の10第1項第1号又は第2号の炭化水素油の製造を行う場合 次に掲げる事項

- ア 承認を受けようとする者の住所及び氏名又は所在地及び名称(事業の委託をしている場合にあつては、その委託を受けている者の住所及び氏名又は所在地及び名称を含む。)
- イ 製造を行う年月日
- ウ 製造を行う場所
- エ 製造に使用する炭化水素油の性状及び数量
- オ 炭化水素油の製造方法
- カ 製造に使用する炭化水素油の仕入先の住所及び氏名又は所在地及び名称並びに仕入先ごとの仕入数量
- キ 製造する炭化水素油の性状及び数量
- ク 製造する炭化水素油の用途
- ケ 製造する炭化水素油の貯蔵場所
- コ 製造する炭化水素油の譲渡先及び譲渡又は消費の予定年月日

(2) 条例第113条の10第1項第3号の燃料炭化水素油の譲渡を行う場合 次に掲げる事項

- ア 承認を受けようとする者の住所及び氏名又は所在地及び名称

- イ 譲渡を行う年月日
- ウ 譲渡を行う場所
- エ 譲渡しようとする燃料炭化水素油の性状及び数量
- オ 譲渡しようとする相手方の住所及び氏名又は所在地及び名称
- カ 譲渡に係る自動車の自動車登録番号

(3) 条例第113条の10第1項第4号の燃料炭化水素油の消費を行う場合 次に掲げる事項

- ア 承認を受けようとする者の住所及び氏名又は所在地及び名称
- イ 消費を行う年月日
- ウ 消費しようとする燃料炭化水素油の性状及び数量
- エ 消費に係る自動車の自動車登録番号
- オ 消費に係る自動車の主たる定置場

(製造等の承認に係る手続)

第32条の10 元売業者(法第144条の7第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。次項において同じ。)、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等及び自動車の保有者は、条例第113条の10第1項第1号又は第2号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる行為をしようとする日前10日までに承認申請書に過去における炭化水素油の製造の状況、軽油引取税に係る納入金の納入又は軽油引取税の納付の状況並びに炭化水素油の製造及び貯蔵の用に供する施設又は設備の詳細を記載した書面を添付して、これを県民局長に提出しなければならない。

2 元売業者が条例第113条の10第1項第1号又は第2号の炭化水素油の製造を行う場合における同項の承認の申請については、県民局長が軽油引取税の取締り又は保全上支障がないと認めるときに限り、前項の規定にかかわらず、当該元売業者が、3月ごとに、申請の日から3月間の炭化水素油の製造についての計画を記載した承認申請書に過去3月間における炭化水素油の製造の状況及び製造された炭化水素油の用途を記載した書面を添付して、これを県民局長に提出する方法で行うことができる。

3 元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等及び自動車の保有者は、条例第113条の10第1項第3号に該当する場合には、その行為をしようとする日前10日までに承認申請書に、当該燃料炭化水素油が混和して製造されたものであるときは、当該製造に係る製造等承認証を、その者が過去において同号の承認を受けた者であるときは、前回承認を受けた際の当該譲渡に係る自動車用炭化水素油譲渡証の交付の状況及び軽油引取税の納付の状況を記載した書面を添付して、これを県民局長に提出しなければならない。

4 自動車の保有者は、条例第113条の10第1項第4号に該当する場合には、その行為をしようとする日前10日までに承認申請書に過去における燃料炭化水素油の消費の状況及び軽油引取税の納付の状況を記載した書面を添付して、これを県民局長に提出しなければならない。

5 特約業者又は元売業者は、軽油を使用して軽油以外の炭化水素油を製造する場合(条例第113条の10第1項第1号に該当する場合を除く。)においては、あらかじめ様式第65号の届出書を県民局長に提出しなければならない。

(自動車用炭化水素油譲渡証)

第32条の11 自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しは、県民局長の交付する用紙によつて作成しなければならない。

- 2 前項の自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しの用紙には一連の番号を付けなければならない。
- 3 条例第113条の10第1項第3号の承認を受けた者は、自動車用炭化水素油譲渡証の写しを、当該自動車用炭化水素油譲渡証を交付した日から起算して1年間保管しなければならない。
- 4 条例第113条の10第1項第3号の承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油の譲渡が完了した際に第1項の用紙を所持しているときは、遅滞なく、これを県民局長に返納しなければならない。

(製造等に係る帳簿記載義務)

第32条の12 条例第113条の10第1項第1号又は第2号の承認を受けた者は、事務所又は事業所(事業の委託をしている場合にあつては、その委託を受けている者の事務所又は事業所を含む。以下第32条の20までにおいて同じ。)ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- (1) 製造を行つた年月日
- (2) 製造を行つた場所
- (3) 製造に使用した炭化水素油の性状及び数量
- (4) 炭化水素油の製造方法

- (5) 製造に使用した炭化水素油の仕入先の住所及び氏名又は所在地及び名称並びに仕入先ごとの仕入数量
- (6) 製造した炭化水素油の性状及び数量
- (7) 製造した炭化水素油の用途
- (8) 製造した炭化水素油の貯蔵場所及び在庫数量
- (9) 製造した炭化水素油を譲渡し、又は消費したときは、その譲渡先の住所及び氏名又は所在地及び名称、その譲渡又は消費の年月日並びにその譲渡数量又は消費数量

2 条例第113条の10第1項第3号の承認を受けた者は、事務所又は事業所ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- (1) 譲渡を行った年月日
- (2) 譲渡を行った場所
- (3) 譲渡した燃料炭化水素油の性状及び数量
- (4) 譲渡した相手方の住所及び氏名又は所在地及び名称並びに当該譲渡に係る自動車の自動車登録番号
- (5) 交付した自動車用炭化水素油譲渡証の番号
- (6) 燃料炭化水素油の貯蔵場所及び在庫数量

3 条例第113条の10第1項第4号の承認を受けた者は、消費に係る自動車の主たる定置場ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- (1) 消費を行った年月日
- (2) 消費した燃料炭化水素油の性状及び数量
- (3) 消費に係る自動車の自動車登録番号
- (4) 燃料炭化水素油の在庫数量

4 条例第113条の10第1項第3号の承認を受けた者が、その者の事務所又は事業所において当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の保有者に譲渡し、同条第6項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を行った場合には、第2項第4号に掲げる事項のうち譲渡した相手方の住所及び氏名又は所在地及び名称に係る事項の記載を省略することができる。ただし、県民局長が特に必要があると認めてその記載を命じたときは、この限りでない。

(事業の開廃等の届出書の提出)

第32条の13 条例第113条の11第1項の規定による届出をしようとする特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、事業を開始し、廃止し、又は休止しようとする日の5日前までに届出書を県民局長に提出しなければならない。

2 条例第113条の11第2項の規定による届出をしようとする特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、当該販売契約の締結又は終了の日から5日以内に届出書を県民局長に提出しなければならない。

3 条例第113条の11第3項の規定による届出をしようとする特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、遅滞なく、当該異動に係る事項を記載した届出書を県民局長に提出しなければならない。

(条例第113条の12第1項の報告事項等)

第32条の14 条例第113条の12第1項に規定する規則で定める事項は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。

<p>県内で軽油の納入を行った元売業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 納入を行った軽油についての引取りを行った者の住所及び氏名又は所在地及び名称並びに引取りを行った者ごとの引渡数量 (2) 納入を行った軽油についての納入を受けた者の事務所又は事業所の所在地及び名称並びに当該事務所又は事業所ごとの納入数量 (3) 納入を行った後返還を受けた軽油についての引取りを行った者の住所及び氏名又は所在地及び名称並びに引取りを行った者ごとの返還数量 (4) 納入を行った後返還を受けた軽油についての納入を受けた者の事務所又は事業所の所在地及び名称並びに当該事務所又は事業所ごとの返還数量 (5) 納入を行った軽油についての元売業者の事務所又は事業所の所在地及び名称並びに当該事務所又は事業所ごとの納入数量 (6) 納入を行った後返還を受けた軽油についての返還を受けた元売業者の事務所又は事業所の所在地及び名称並びに当該事務所又は事業所ごとの返還数量
-------------------------	---

県内に主たる事務所又は事業所を有する元売業者

- (1) 軽油の製造を行つた事業所の所在地及び名称並びに事業所ごとの軽油の製造数量
- (2) 軽油の輸入の許可（関税法第67条の規定による輸入の許可をいう。以下この条及び第32条の20において同じ。）に係る税関、輸入の許可を受けた年月日、税関ごと及び輸入の許可ごとの軽油の輸入数量並びに輸入した軽油に係る関税定率法（明治43年法律第54号）別表の品名及び関税法第102条の規定に基づく輸出統計品目表及び輸入統計品目表（昭和62年大蔵省告示第94号）の輸入統計品目表（以下この条及び第32条の20において「輸入統計品目表」という。）の統計番号
- (3) 引取りを行つた軽油についての引渡しを行つた者の氏名又は名称及び引渡しを行つた者ごとの引取数量並びに引渡しを行つた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの引取数量
- (4) 納入を受けた軽油についての納入を行つた者の氏名又は名称及び納入を行つた者ごとの納入数量並びに納入を行つた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの納入数量
- (5) 引取りを行つた後返還を行つた軽油についての引渡しを行つた者の氏名又は名称及び引渡しを行つた者ごとの返還数量並びに引渡しを行つた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの返還数量
- (6) 納入を受けた後返還を行つた軽油についての納入を行つた者の氏名又は名称及び納入を行つた者ごとの返還数量並びに納入を行つた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの返還数量
- (7) 引渡しを行つた軽油についての引取りを行つた者の氏名又は名称及び引取りを行つた者ごとの引渡数量並びに引取りを行つた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの引渡数量
- (8) 納入を行つた軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの納入数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの納入数量
- (9) 消費を行つた事務所又は事業所所在の都道府県ごとの消費数量
- (10) 引渡しを行つた後返還を受けた軽油についての引取りを行つた者の氏名又は名称及び引取りを行つた者ごとの返還数量並びに引取りを行つた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの返還数量
- (11) 納入を行つた後返還を受けた軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの返還数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの返還数量
- (12) 元売業者の事務所又は事業所ごとの各月末日における軽油の在庫数量

県内に主たる事務所又は事業所を有する特約業者

- (1) 軽油の製造を行つた事業所の所在地及び名称並びに事業所ごとの軽油の製造数量
- (2) 軽油の輸入の許可に係る税関、輸入の許可を受けた年月日、税関ごと及び輸入の許可ごとの軽油の輸入数量並びに輸入した軽油に係る関税定率法別表の品名及び輸入統計品目表の統計番号
- (3) 引取りを行つた軽油についての引渡しを行つた者の氏名又は名称及び引渡しを行つた者ごとの引取数量並びに引渡しを行つた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの引取数量
- (4) 納入を受けた軽油についての納入を行つた者の氏名又は名称及び納入を行つた者ごとの納入数量並びに納入を行つた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの納入数量
- (5) 引取りを行つた後返還を行つた軽油についての引渡しを行つた者の氏名又は名称及び引渡しを行つた者ごとの返還数量並びに引渡しを行つた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの返還数量
- (6) 納入を受けた後返還を行つた軽油についての納入を行つた者の氏名又は名称及び納入を行つた者ごとの返還数量並びに納入を行つた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの返還数量

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 引渡しを行つた軽油についての引取りを行つた者の氏名又は名称及び引取りを行つた者ごとの引渡数量並びに引取りを行つた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの引渡数量 (8) 納入を行つた軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの納入数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの納入数量 (9) 消費を行つた事務所又は事業所所在の都道府県ごとの消費数量 (10) 引渡しを行つた後返還を受けた軽油についての引取りを行つた者の氏名又は名称及び引取りを行つた者ごとの返還数量並びに引取りを行つた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの返還数量 (11) 納入を行つた後返還を受けた軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの返還数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの返還数量 (12) 特約業者の事務所又は事業所ごとの各月末日における軽油の在庫数量
<p>県内に主たる事務所又は事業所を有する軽油製造業者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 軽油の製造を行つた事業所の所在地及び名称並びに事業所ごとの軽油の製造数量 (2) 軽油の輸入の許可に係る税関、輸入の許可を受けた年月日、税関ごと及び輸入の許可ごとの軽油の輸入数量並びに輸入した軽油に係る関税定率法別表の品名及び輸入統計品目表の統計番号 (3) 引取りを行つた軽油についての引渡しを行つた者の氏名又は名称及び引渡しを行つた者ごとの引取数量並びに引渡しを行つた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの引取数量 (4) 納入を受けた軽油についての納入を行つた者の氏名又は名称及び納入を行つた者ごとの納入数量並びに納入を行つた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの納入数量 (5) 引取りを行つた後返還を行つた軽油についての引渡しを行つた者の氏名又は名称及び引渡しを行つた者ごとの返還数量並びに引渡しを行つた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの返還数量 (6) 納入を受けた後返還を行つた軽油についての納入を行つた者の氏名又は名称及び納入を行つた者ごとの返還数量並びに納入を行つた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの返還数量 (7) 引渡しを行つた軽油についての引取りを行つた者の氏名又は名称及び引取りを行つた者ごとの引渡数量並びに引取りを行つた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの引渡数量 (8) 納入を行つた軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの納入数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの納入数量 (9) 消費を行つた事務所又は事業所所在の都道府県ごとの消費数量 (10) 引渡しを行つた後返還を受けた軽油についての引取りを行つた者の氏名又は名称及び引取りを行つた者ごとの返還数量並びに引取りを行つた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの返還数量 (11) 納入を行つた後返還を受けた軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの返還数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの返還数量 (12) 軽油製造業者等の事務所又は事業所ごとの各月末日における軽油の在庫数量

(条例第113条の12第2項の規則で定める事項)

第32条の15 条例第113条の12第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 製造をした者の住所及び氏名又は所在地及び名称
- (2) 製造をした年月日

- (3) 製造をした場所
- (4) 製造に使用した炭化水素油の性状及び数量並びに軽油の製造方法
- (5) 製造した軽油の数量
- (6) 製造した軽油の用途
- (7) 製造した軽油を譲渡しようとする相手方の住所及び氏名又は所在地及び名称並びに譲渡又は消費の予定年月日
- (8) 製造した軽油を譲渡し、又は消費したときは、その譲渡先の住所及び氏名又は所在地及び名称、その譲渡又は消費の年月日並びにその譲渡数量又は消費数量
(条例第113条の12第5項の規則で定める事項)

第32条の16 条例第113条の12第5項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 軽油の納入先の住所及び氏名又は所在地及び名称
- (2) 納入を行つた年月日
- (3) 納入を行つた軽油の数量
(条例第113条の12第6項の規則で定める事項)

第32条の17 条例第113条の12第6項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 納入を受けた軽油の引渡しを行つた者の住所及び氏名又は所在地及び名称
- (2) 納入を受けた軽油の納入を行つた者の住所及び氏名又は所在地及び名称
- (3) 納入を受けた年月日
- (4) 納入を受けた軽油の数量
(軽油の引取りの報告等の方法)

第32条の18 条例第113条の12第1項又は第2項の規定による報告は、報告すべき事項を記載した報告書を県民局長に提出して行わなければならない。

- 2 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等がその事務所又は事業所において行う自動車の保有者に対する現実の納入を伴う軽油の引渡しについては、第32条の14の表の右欄に掲げる事項のうち、引渡しを行つた軽油についての引取りを行つた者の氏名又は名称及び引取りを行つた者ごとの引渡数量並びに引取りを行つた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの引渡数量並びに納入を行つた軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの納入数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの納入数量を省略する方法により報告することができる。ただし、県民局長が特に必要があると認めてその報告を命じたときは、この限りでない。
- 3 元売業者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に条例第113条の12第5項の規定による納入を行つた軽油に係る第32条の16に規定する事項を、当該特約業者に対し、通知しなければならない。
- 4 条例第101条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りを行つた者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に納入を受けた軽油に係る前条に規定する事項を記載した書類を、当該引取りに係る特別徴収義務者に提出しなければならない。
- 5 自動車の保有者が元売業者又は特約業者の事務所又は事業所において現実の納入を伴う軽油の引取りを行う場合において前項の書類の提出については、特別徴収義務者が前条に規定する事項を記載した書類に当該自動車の保有者が署名する方法で行うことができる。
(条例第113条の12第7項の書類の保存)

第32条の19 条例第113条の12第6項の規定により書類の提出を受けた特別徴収義務者は、これを当該書類の提出を受けた日から7年間、当該特別徴収義務者の事務所又は事業所に保存しなければならない。

(条例第113条の13の帳簿記載義務)

第32条の20 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、事務所又は事業所ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- (1) 引取りを行つた軽油の数量及び引取りを行つた年月日並びに引渡しを行つた者の氏名又は名称及び引渡しを行つた者の事務所又は事業所の所在地及び名称
- (2) 納入を受けた軽油の数量及び納入を受けた年月日並びに納入を行つた者の氏名又は名称及び納入を行つた者の事務所又は事業所の所在地及び名称
- (3) 引渡しを行つた軽油の数量及び引渡しを行つた年月日並びに引取りを行つた者の氏名又は名称及び引取りを行つた者の事務所又は事業所の所在地及び名称
- (4) 納入を行つた軽油の数量及び納入を行つた年月日並びに納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受

けた者の事務所又は事業所の所在地及び名称

- (5) 各月末日における軽油の在庫数量
 - (6) 消費した軽油の数量及び消費の年月日
 - (7) 引取りを行つた後返還を行つた軽油の数量及び返還した年月日並びに返還を受けた者の氏名又は名称及び返還を受けた者の事務所又は事業所の所在地及び名称
 - (8) 納入を受けた後返還を行つた軽油の数量及び返還した年月日並びに返還を受けた者の氏名又は名称及び返還を受けた者の事務所又は事業所の所在地及び名称
 - (9) 引渡しを行つた後返還を受けた軽油の数量及び返還を受けた年月日並びに返還を行つた者の氏名又は名称及び返還を行つた者の事務所又は事業所の所在地及び名称
 - (10) 納入を行つた後返還を受けた軽油の数量及び返還を受けた年月日並びに返還を行つた者の氏名又は名称及び返還を行つた者の事務所又は事業所の所在地及び名称
- 2 前項の場合において、軽油が条例第104条又は第105条の規定の適用を受けた、又は受けるべきものであるときは、その旨を付記しなければならない。
- 3 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等は、第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 軽油の製造を行つた事業所の所在地及び名称、製造を行つた年月日並びに事業所ごとの軽油の製造数量
 - (2) 軽油の輸入の許可に係る税関、輸入の許可を受けた年月日、税関ごと及び輸入の許可ごとの軽油の輸入数量並びに輸入した軽油に係る関税定率法別表の品名及び輸入統計品目表の統計番号
- 4 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、帳簿を既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油に係るものとその他の軽油に係るものに区分しなければならない。
- 5 元売業者又は特約業者がその販売事業の一部を他の者に委託している場合においては、当該事業の委託を受けている者は、帳簿を当該委託者ごとのものとその他のものに区分し、第1項各号に掲げる事項及び当該委託に係る事項を記載しなければならない。
- 6 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等がその事務所又は事業所において行う自動車の保有者に対する現実の納入を伴う軽油の引渡しについては、第1項第3号及び第4号に掲げる事項（引渡しを行つた軽油の数量及び引渡しを行つた年月日並びに納入を行つた軽油の数量及び納入を行つた年月日を除く。）の記載を省略することができる。ただし、県民局長が特に必要であると認めてその記載を命じたときは、この限りでない。

（軽油引取税に関する書類等の様式）

第32条の21 軽油引取税について、次の表の左欄に掲げる書類等の様式は、それぞれ右欄に掲げるところによる。

書類等の種類	様式
条例第106条第1項の規定による仮特約業者の指定書	様式第66号
条例第107条第1項の規定による特約業者の指定書	様式第67号
条例第110条第2項の規定による特別徴収義務者の指定書	様式第68号
条例第111条第2項又は第4項の規定による特別徴収義務者の登録（変更）の申請書	様式第69号
条例第111条第3項の規定による特別徴収義務者の登録の通知書	様式第70号
条例第111条第5項の規定による特別徴収義務者の登録の消除の申請書	様式第71号
条例第111条第7項の規定による特別徴収義務者の登録の消除の通知書	様式第72号
軽油引取税の特別徴収義務者の証票の返還の申告書	様式第73号
条例第113条の2第6項及び第113条の3第8項の規定による免税軽油使用者証及び免税証の返納の申告書	様式第74号

条例第113条の2第6項の規定による免税軽油使用者証の書換えの申請書	様式第75号
軽油引取税の徴収猶予の申請書	様式第76号
条例第113条の7第1項の規定による軽油の返還の申告書	様式第77号
条例第113条の7第2項の規定による還付の申請書	様式第78号
条例第113条の8第1項の規定による納入免除又は還付の申請書	様式第79号
条例第113条の9第1項の規定による用途変更の承認申請書	様式第80号
条例第113条の9第2項の規定による用途変更の承認書	様式第81号
軽油引取税の納付書	様式第82号
軽油引取税の納税通知書兼納付書	様式第82号の2
条例第113条の16第2項の規定による減免の申請書	様式第82号の3
軽油引取税の納入（付）減額通知書	様式第82号の4

第36条の表様式の欄中「様式第96号」を「様式第63号」に改める。

第12章及び第13章を次のように改める。

第12章及び第13章 削除

第41条から第45条まで 削除

様式第9号の2（表）の部中「法人事業税」を「法人事業税・地方法人特別税」に、「178mm」を「191mm」に改める。

様式第13号及び様式第13号の2中「還付通知書を充当」を「還付通知書に、充当等」に、「還付したを充当」を「還付したに、充当等」に改める。

「充当適状日」を「充当又は委託納付適状日」に、「充当金の内訳」を「充当金又は委託納付金の内訳」に、「充当処分」を「充当又は委託納付処分」に改める。

様式第24号を次のように改める。

様式第24号 (第16条関係)

法人県民税・事業税 納付 通知書
の
地方法人特別税 減額

所在地

..... 年 月 日

法人名

..... 様

兵庫県 県民局長 [印]

(県税事務所)

県民税については地方税法第55条の規定により、事業税(加算金)については地方税法第72条の38、第72条の41の2、第72条の46又は第72条の47の規定により、地方法人特別税(加算金)については地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条及び第15条の規定により更正又は決定をいたしましたので通知します。なお、不足金額は、指定納期限までに納付してください。

法人番号	事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	申告 年月日 (修)	課税標準	税率(%)	税額		法人県民税	甲・更正 県民税 申・更・正 事業税 申・更・正
						税額	税額		
法人事業税・地方法人特別税									
摘要									
所得金額総額	①							法人税額又は個別課税標準額	③7
年の金額	②							同上本県分	③8
年の金額	③							本県分法人税割額	
年の金額	④							(③8 × /100) ③9	
又は他種標準課税法人の金額	④							外国の法人税額等の控除額	④0
合計	⑤							仮装経理に基づく控除額	④1
②+③+④	⑤							利子割額の控除額	④2
付加価値額総額	⑥							差引法人税割額	④3
本県分	⑦							(⑤)-(④1)-(④2)	④3
資本金等の額総額	⑧							既に納付の確定した法人税割額及び過去還付利子割額	④4
本県分	⑨							租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	④5

(法人事業税)

収入金額総額				納付すべき過大還付利子割額(61)を含む	(46)
収入割					
本県分				再差引法人税割額	(47)
合計事業税額				(43)-(44)-(45)+(46)	
⑤+⑦+⑧+①				均等割額	(48)
既に納付の確定した				既に納付の確定した均等割額	(49)
事業税額				差引均等割額	(50)
差引事業税額				(48)-(49)	
⑫-⑬-⑭-⑮				県民税の合計額	(51)
所得割				(47)+(50)	
⑮の				(51)のうち仮装経理に基づく過大	
内訳				申告の更正による税額	(52)
資本割				(51)のうち仮装経理の実施に	
⑬のうち仮装経理に基づく過大				係る更正による税額	(53)
申告の更正による税額				差引県民税の合計額	(54)
⑯-⑰-⑱-⑲				(51)-(52)-(53)	
再差引事業税額				差引均等割額	(55)
⑯-(21)-(22)				利子割額	
所得割に係る				(控除されるべき額)	(56)
⑳の				控除された金額	(57)
地方法人特別税				控除することができなかった	
⑳の内				金額	(58)
収入割に係る				再差引均等割額	(59)
⑳の内				合計額	
地方法人特別税				(56)+(57)+(58)	
⑳の内				(56)+(57)+(58)+(59)	
地方法人特別税				(56)+(57)+(58)+(59)+(60)	
⑳の内				既に納付の確定した過大	
地方法人特別税				還付利子割額	(61)
⑳の内				指 定	
地方法人特別税				納 期	
⑳の内				限	
地方法人特別税				年	
⑳の内				月	
地方法人特別税				日	
⑳の内				納付場所	
地方法人特別税				兵庫県指定金融機関、兵庫県指定代理金融機関、兵庫県収	
⑳の内				納代理金融機関、兵庫県内の郵便局、県税事務所	
⑳の内					
地方法人特別税					(36)

(地 方 法 人 特 別 税)

御注意

1 不足税額を納付されるときは、法定納期限の翌日から指定納期限までの期間又は当該指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合（当該期間の属する年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合）、その期間経過後は、その日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した延滞金額を加算して納付してください。

2 上記の指定納期限までに納付されないうちに督促を受け、その督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないうときは、滞納処分を受けることとなります。

3 この更正又は決定の処分について不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、兵庫県知事に審査請求をすることができません。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。

この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができません。

なお、この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第58号から様式第82号までを次のように改める。

様式第58号 (第28条関係)

自動車登録番号又は軽自動車車両番号 1 神戸 2 姫路		取得(契約等)年月日		年 月 日	
取得の原因 売買・贈与・相続・寄附・交換 その他(具体的に記入してください。)		取得(契約等)年月日		年 月 日	
用途区分 自家用・営業用		新車・中古車		年 月 日	
車名・年式・型式・類別区分番号		初年度登録年月 (初年度検査年)		年 月 日	
新車・中古車の別		取得までの用途区分 自家用・営業用		年 月 日	
中古場の合		千		円	
(燃費自動車取得額)		① ()		円	
自動車取得額の課税標準額		②		円	
自動車取得税額 $\text{①} \times \frac{5}{100}$ (営業用 $\text{①} \times \frac{3}{100}$) (軽自動車)		③		円	
既に納付の確定した自動車取得税額		④		円	
この申告によって納付すべき自動車取得税額 ②-④		⑤		円	
延滞金額		⑥		円	
この申告によって納付すべき金額 ④+⑥		⑦		円	

(金額は正確に記入してください。)



自動車取得税申告書(修正)
兵庫県 県民局長様

住所(所在地)ビル、団地、アパート、住宅等の名称、棟号及び室番号 を必ず記入してください。	電話 () - 番
納税義務者 氏名(名称)	電話 () - 番
住所(所在地) 氏名(名称)	電話 () - 番
譲渡した者(旧所有者)	電話 () - 番
付加物と異なる、特別な機械又は装置の価額	電話 () - 番
燃費自動車に係る取得価額控除 (受ける・受けない)	電話 () - 番

自動車取得税 燃料の種類	自動車取得税 燃料の種類
エンジンギヤ消費効率 キロメートル/リットル	エンジンギヤ消費効率 キロメートル/リットル
車両総重量	車両総重量
変速装置の方式及び構造	変速装置の方式及び構造

納税済証 自動車取得税
切り取らないでください。

納付税額	円
自動車登録番号又は軽自動車車両番号 1 神戸 2 姫路	納付税額
納税者 住所(所在地) 氏名(名称)	号

(265mm×297mm)

様式第59号 (第28条関係)



自動車取得税納税義務免除申告書

年 月 日

兵庫県 県民局長様

住 所
(所在地).....
氏 名
(名 称).....
電 話 ()番

自動車登録番号又は 軽自動車車両番号	号	用途区分
定 置 場		
課 税 標 準 額	税 額	
譲渡担保財産の取得	年	月 日
債 権 の 消 滅	年	月 日
譲渡担保財産の移転	年	月 日
譲渡担保財産の設定者	住 所 (所在地) ----- 氏 名 (名 称)	
添付書類 譲渡担保財産であつたこと及び6月以内に譲渡担保財産の設定者に移転したことを証するに足りる書類 (登録謄本等)		

(日本工業規格A列4番)

様式第60号（第28条関係）



自動車取得税徴収猶予申告書

年 月 日

兵庫県県民局長 様

住 所
 (所在地).....
 氏 名
 (名 称).....
 電 話 () 番

自動車登録番号又は 軽自動車車両番号	号	課税標準額
取得年月日	年 月 日	税 額
定 置 場		
譲渡担保財産の取得	年 月 日	
債権の消滅予定	年 月 日	
譲渡担保財産の移転予定	年 月 日	
譲渡担保財産の設定者	住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)	
添付書類 譲渡担保財産であること及びこれを6月以内に設定者に移転することを証明するに足りる書類 (登録謄本等)		

(日本工業規格 A列4番)

様式第61号 (第28条関係)



自 動 車 取 得 税 還 付 申 請 書

年 月 日

兵庫県 県民局長様

住 所
(所在地) _____
氏 名
(名 称) _____ 印
電 話 () _____ 番

兵庫県税条例第 条第 項の規定により、先に納付した自動車取得税の還付を次のとおり申請します。

申請金額 ￥ _____

口座振替払請求
金融機関名
預金の種別
口座名義

既 納 税 額

課 税 標 準 額 _____
納 付 した 税 額 _____
納 付 年 月 日 年 月 日
課税番号 (自動車登録番号又は軽自動車車両番号) 号

取得した自動車

自動車登録番号又は 軽自動車車両番号	号	用途区分
定 置 場		

還付を受けようとする事項

次に掲げる申請事項のうち該当するものの番号を○で囲んでください。

- 1 譲渡担保財産の取得
- 2 自動車の返還

還付を必要とする理由

次の1又は2のうち該当するもののみ記入してください。なお、該当する項目の下欄に書いてある添付書類をこの申請書に添付してください。

- 1 譲渡担保財産の取得

譲渡担保財産の取得 年 月 日	債権の消滅 年 月 日	譲渡担保財産の移転 年 月 日
住 所 (所在地)		
譲渡担保財産の設定者 ----- 氏 名 (名 称)		
添 付 書 類 譲渡担保財産であつたこと及びこれを6月以内に譲渡担保財産の設定者に移転したことを証明するに足りる書類（登録謄本等）		

- 2 自動車の返還

取 得 年 月 日	年 月 日
自動車を返還した年月日	年 月 日
添付書類 自動車の性能が良好でないこと等の理由により当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したことを証するに足りる書類	

(日本工業規格 A列4番)

様式第62号 (第28条関係)



兵庫県 県民局長様

自動車取得税納付義務免除申請書

年 月 日

住 所
(所在地).....
氏 名
(名 称).....㊟
電 話 () ー 番

自動車登録番号又は 軽自動車車両番号	号	用途区分
定 置 場		
課 税 標 準 額	税 額	
取 得 年 月 日	年	月 日
自動車を返還した年月日	年	月 日
還付を受けるべき金額		
添付書類 自動車の性能が良好でないこと等の理由により当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したことを証するに足りる書類		

(日本工業規格 A列4番)

様式第63号 (第28条関係)



自動車取得税
自動車税 減 免 申 請 書

年 月 日

兵庫県 県民局長 様

住 所
(所在地).....
氏 名
(名 称).....
電 話 () ー 番

兵庫県税条例第100条第2項の規定により、自動車取得税の減免を申請します。
兵庫県税条例第126条第2項の規定により、自動車税

自動車登録番号又は 軽自動車車両番号	号	用途区分
定 置 場		

自 動 車 取 得 税		自 動 車 税	
取 得 年 月 日		年 度	定期分 随時分
自動車の車名型式		納 期 限	
課 税 標 準 額	円	所有年月日	
税 額	円	税 額	円
		災害のため運行不 能となった期間 年 月 日から 年 月 日まで	
減免を受けようとする理由及び自動車の使用目的			
当該自動車を利用す る障害者	住 所		氏 名 生年月日
	身体障害者手帳 戦傷病者手帳の手帳番号及び年月日 療 育 手 帳 第 号 精神障害者保健 福祉手帳 年 月 日交付		障害区分
当該自動車の運転者	住 所		運転免許証の番号及び交 付年月日 第 号 年 月 日交付 有効期限 年 月 日 運転免許証の種類 運転免許の条件
	氏 名 生年月日	障害者と の続柄	

(日本工業規格 A列4番)

様式第64号 (第28条関係)

自動車取得税の納付減額通知書

年 月 日

住 所 (所在地).....

氏 名 (名 称)..... 様

兵庫県 県民局長 印
(県税事務所)

地方税法第129条、第132条又は第133条の規定により、次のとおり更正又は決定をしたから通知します。なお、不足税額は、指定納期限までに納付してください。

自動車登録番号 又は軽自動車車両番号 号	取得 年 月 日 申告 年 月 日	法定納期限 年 月 日	
課 税 標 準 額 ①			
自動車取得税額①× $\frac{3}{100}$ ②			
既に納付の確定した自動車 取得税額 ③			
納付すべき自動車取得税額 ②-③ ④			
加 算 金 の 区 分	基 本 税 額	税 率	加 算 金 額 ⑤
過少申告・不申告・重			
納 付 す べ き 金 額 ④+⑤ ⑥			
指定納期限 年 月 日			

御注意

- 不足税額を納付されるときは、法定納期限の翌日から指定納期限までの期間又は当該指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合（当該期間の属する年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合）、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した延滞金額を加算して納付してください。
- 上記の指定納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- この更正又は決定の処分について不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。
なお、この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格 A列4番)

様式第65号（第32条の10関係）



軽油を使用して軽油以外の炭化水素油
を製造することについての届出書

年 月 日

兵庫県 県民局長様

特別徴収義務者

住 所
(所在地)

氏 名
(名称) ㊦

この届出を担当
する者の氏名

電 話 () - 番

兵庫県税条例施行規則第32条の10第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

業 種		登録番号 第				号
軽油を使用して軽油以外の炭化水素油を製造するため使用する軽油の数量 ①					kℓ .	
①の軽油に混和するものの種類 及び数量並びに混和の割合 ②	種類		割合	%	数量	.
軽油を使用して製造する軽油以外 の炭化水素油の種類及び数量③	種類				数量	.
③の炭化水素油の 規格	比 重		残留炭素分			
	初留温度		引火点			
	分留性状90 %留出温度					
③の炭化水素油を 製造する年月日並 びに製造場の所在 地及び名称	年 月 日		所 在 地		名 称	
	.					
③の炭化水素油の 譲渡を行う相手方 の住所及び氏名又 は所在地及び名称、 その譲渡を行う年 月日並びにその数 量及び主たる用途	住 所 (所在地)	氏 名 (名称)	年 月 日		数 量	主たる 用途
			.		kℓ .	
			.		.	
			.		.	

(日本工業規格 A列4番)

様式第66号 (第32条の21関係)

軽油引取税仮特約業者指定書

指令第 号
年 月 日

.....様

兵庫県 県民局長 印
(県税事務所)

あなたを、兵庫県税条例第106条第1項の規定により、軽油引取税の仮特約業者として指定します。

所在地 主たる事務所 又は事業所 名 称
指 定 番 号	第 号

御注意 この処分について不服があるときは、この指定書を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しの訴えは、この指定書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格 A列4番)

様式第67号（第32条の21関係）

軽油引取税特約業者指定書

指令第 号
年 月 日

.....様

兵庫県 県民局長
(県税事務所) 印

あなたを、兵庫県税条例第107条第1項の規定により、軽油引取税の特約業者として指定します。

所在地 主たる事務所 又は事業所 名 称
指 定 番 号	第 号

御注意 この処分について不服があるときは、この指定書を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しの訴えは、この指定書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格 A列4番)

様式第68号（第32条の21関係）

軽油引取税特別徴収義務者指定書

指令第 号
年 月 日

.....様

兵庫県 県民局長
(県税事務所) 印

あなたを、兵庫県税条例第110条第2項の規定により、次の事務所又は事業所における軽油引取税の特別徴収義務者に指定します。

事務所又は事業所の所在地
名 称
代表者の氏名

御注意 この処分について不服があるときは、この指定書を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しの訴えは、この指定書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格 A列4番)

様式第69号（第32条の21関係）

1 ページ



軽油引取税特別徴収義務者登録変更申請書

年 月 日

兵庫県 県民局長様

特別徴収義務者
住所
(所在地)
氏名
(名称)
この申請を担当する者の氏名
電話 () ー 番

兵庫県税条例第111条第 項の規定により、次のとおり特別徴収義務者の登録変更を申請します。

Table with 8 rows and 8 columns for registration details, including dates, reasons, and product types.

御注意

- 1 登録（登録変更）欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
2 事務所又は事業所欄は、兵庫県税条例第4条第2項第8号に規定する課税地となるべき事務所又は事業所の所在地及び名称等を記載してください。
3 県内の主たる納入地欄は、県内に事務所又は事業所がない場合に登録を申請するときのみ、記載してください。

(日本工業規格 A列4番)

事務所又は事業所の明細

所在地					名 称			
代表者氏名					事業開始年月日		年 月 日	
貯蔵設備の概要	従業者 人 員	用 途	地 下 槽		ポータブル (移 動 槽)		ローリー車 油輸送船	
	人	用	ℓ入	基	ℓ入		ℓ入	(台、隻)
	面 積							
	m ²							
	倉庫貯蔵 限度量	揮発油 ℓ	軽油・灯油 ℓ	重油・その他 ℓ		計 ℓ		

所在地					名 称			
代表者氏名					事業開始年月日		年 月 日	
貯蔵設備の概要	従業者 人 員	用 途	地 下 槽		ポータブル (移 動 槽)		ローリー車 油輸送船	
	人	用	ℓ入	基	ℓ入		ℓ入	(台、隻)
	面 積							
	m ²							
	倉庫貯蔵 限度量	揮発油 ℓ	軽油・灯油 ℓ	重油・その他 ℓ		計 ℓ		

所在地					名 称			
代表者氏名					事業開始年月日		年 月 日	
貯蔵設備の概要	従業者 人 員	用 途	地 下 槽		ポータブル (移 動 槽)		ローリー車 油輸送船	
	人	用	ℓ入	基	ℓ入		ℓ入	(台、隻)
	面 積							
	m ²							
	倉庫貯蔵 限度量	揮発油 ℓ	軽油・灯油 ℓ	重油・その他 ℓ		計 ℓ		

御注意 事務所又は事業所の位置図及び貯蔵設備の構造略図を添付してください。

(日本工業規格 A列4番)

県内の納入地の明細

県 内 の 納 入 地		
納 入 を 受ける者	住 所	
	氏名又は名称	
県 内 の 納 入 地		
納 入 を 受ける者	住 所	
	氏名又は名称	
県 内 の 納 入 地		
納 入 を 受ける者	住 所	
	氏名又は名称	
県 内 の 納 入 地		
納 入 を 受ける者	住 所	
	氏名又は名称	
県 内 の 納 入 地		
納 入 を 受ける者	住 所	
	氏名又は名称	
県 内 の 納 入 地		
納 入 を 受ける者	住 所	
	氏名又は名称	
県 内 の 納 入 地		
納 入 を 受ける者	住 所	
	氏名又は名称	
県 内 の 納 入 地		
納 入 を 受ける者	住 所	
	氏名又は名称	
県 内 の 納 入 地		
納 入 を 受ける者	住 所	
	氏名又は名称	

(日本工業規格 A列4番)

様式第70号 (第32条の21関係)

軽油引取税特別徴収義務者登録通知書

年 月 日

住 所
(所在地).....
氏 名
(名 称).....様

兵庫県 県民局長
(県税事務所) 印

あなたを、兵庫県税条例第111条第3項の規定により、次のとおり軽油引取税の特別徴収義務者として登録したので通知します。

所在地 事務所又は 事業所 名 称
登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
元 売 ・ 特 約 の 別	

(日本工業規格 A列4番)

様式第71号 (第32条の21関係)



軽油引取税特別徴収義務者登録消除申請書

年 月 日

兵庫県

県民局長様

特別徴収義務者

住 所
(所在地)

氏 名
(名称)㊟

この申請を担当
する者の氏名

電 話 () - 番

兵庫県税条例第111条第5項の規定により、次のとおり特別徴収義務者の登録の消除を申請します。

登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
元売・特約の別	
申 請 の 理 由	
備 考	

(日本工業規格 A列4番)

様式第72号 (第32条の21関係)

軽油引取税特別徴収義務者登録消除通知書

年 月 日

住 所
(所在地).....

氏 名
(名 称).....様

兵庫県 県民局長
(県税事務所) 印

兵庫県税条例第111条第7項の規定により、次のとおり軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を消除したので通知します。

所在地 事務所又は 事業所 名 称
登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
元 売 ・ 特 約 の 別	
登 録 消 除 年 月 日	年 月 日
登 録 消 除 の 理 由	

御注意 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格 A列4番)

様式第73号 (第32条の21関係)



軽油引取税特別徴収義務者証票返還申告書

年 月 日

兵庫県 県民局長様

特別徴収義務者

住 所
(所在地)

氏 名
(名称) ㊦

この申告を担当
する者の氏名

電 話 () - 番

地方税法第144条の16第4項の規定により、軽油引取税特別徴収義務者証票の返還を申告します。

登 録 番 号	第	号
業 種		
事務所又 は事業所	所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	電話 () - 番
返還する証票の番号	第	号
返 還 の 理 由		
返還の理由の発生した年月日	年	月 日

(日本工業規格 A列4番)

様式第74号 (第32条の21関係)



免税軽油使用者証 返納申告書
免 税 証

年 月 日

兵庫県知事 様

住 所
(所在地)

氏 名
(名称) ㊦

この申告を担当
する者の氏名

電 話 () - 番

兵庫県税条例第113条の2第6項又は第113条の3第8項の規定により、免税軽油使用者証を返納します。
免 税 証

業 種				
返納年月日		年 月 日		
返納の理由				
返納する免税軽油使用者証の番号		第 号		
返納する 及び枚数 免税証の 種類	種 類	枚 数	種 類	枚 数
	リットル券		リットル券	
	リットル券		リットル券	
	リットル券		リットル券	

(日本工業規格 A列4番)

様式第75号 (第32条の21関係)

免税軽油使用者証書換申請書



年 月 日

兵庫県知事 様

住 所
(所在地)

氏 名
(名称) ㊟

この申請を担当
する者の氏名

電 話 () ー 番

兵庫県税条例第113条の2第6項の規定により、免税軽油使用者証の書換えを申請します。

機 械、 車 両 又 は 設 備 の 明 細	所 在 地	旧 新	No.	No.	No.	No.
	機 械、車 両 又 は 設 備 の 名 称	旧 新				
	機 械、車 両 又 は 設 備 の 所 有 者 の 氏 名 (名 称)	旧 新				
	型 式	旧 新				
	軸 馬 力	旧 新				
	燃 焼 方 式	旧 新				
	台 数	旧 新				
	用 途	旧 新				
年 間 見 込 所 要 数 量	旧		リットル	リットル	リットル	リットル
	新		リットル	リットル	リットル	リットル
年 間 見 込 所 要 数 量 合 計	旧		リットル		差 引	リットル
	新		リットル			増 減

(日本工業規格 A列4番)

様式第76号 (第32条の21関係)



軽油引取税徴収猶予申請書

年 月 日

兵庫県 県民局長様

特別徴収義務者

住 所
(所在地)

氏 名
(名称) ㊦

この申請を担当
する者の氏名

電 話 () - 番

地方税法第144条の29第1項の規定により、次のとおり軽油引取税の徴収猶予を申請します。

登録番号	第 号	年 月 分	年 月分 (実績月)	
事務所又は事業所	所在地	申告税額	円	
	代表者の氏名	法定納期限	年 月 日	
	電話 () ー 番	徴収猶予の始期	年 月 日	
徴収猶予を受けようとする期間及び税額		納期限までに受け取ることができなかった軽油の代金及び税額	代金	円
年 月 日まで 円			税額	円
年 月 日まで 円		徴収猶予を受けようとする理由		
年 月 日まで 円				
年 月 日まで 円				
合計 円		提供する担保		
添付書類		月分売掛金明細書		枚

(日本工業規格 A列4番)

様式第77号 (第32条の21関係)

軽 油 返 還 申 告 書



兵庫県 県民局長様

年 月 日

特別徴収義務者

住 所
(所在地)

氏 名
(名 称) 印

この申告を担当
する者の氏名

電 話 () - 番

兵庫県税条例第113条の7第1項の規定により、軽油が返還されたことを申告します。

事務所 又は事 業所	所在地	当該販 売契約 による 軽油の 数量等	引取りが 行われた 年月日	年 月 日
	代表者の氏名 電話 () - 番	引取りに 係る軽油 の数量	リットル	
販売契約の解除年月日及び理由		年 月 日		
返還に係る軽油の数量 リットル		返還があつた年月日 年 月 日		
返 還 者	住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)			

御注意 この申告書には、返還者の返還及び数量を証明するに足る書類を添付してください。
(日本工業規格 A列4番)

様式第78号 (第32条の21関係)

軽油引取税還付申請書



年 月 日

兵庫県 県民局長様

特別徴収義務者

住 所
(所在地)

氏 名
(名称) ㊟

この申請を担当
する者の氏名

電 話 () - 番

兵庫県税条例第113条の7第2項の規定により、軽油引取税の還付を申請します。

所在地 ----- 代表者の氏名 電話 () - 番		当 該 軽 油 購 入 者	事務所又 は事業所 の所在地 ----- 氏 名 (名 称)		
この申請に係る軽油の引取りを行った販売業者		事務所又は事業所の所在地 ----- 氏 名 (名 称)			
年 度	月 別	課 税 標 準 量	既 納 税 額	納 入 年 月 日	納 入 場 所
		リットル		年 月 日	
		リットル		年 月 日	
		リットル		年 月 日	
計		リットル	還付請求税額 円		
返還軽油数量		リットル	還付請求に係る軽油数量 リットル		
請求の理由					

御注意 この申請書には返還者の返還及び数量を証明するに足りる書類を添付してください。
(日本工業規格 A列4番)

様式第79号 (第32条の21関係)

用途変更に係る軽油引取税の免除申請書
還付



年 月 日

兵庫県 県民局長様

特別徴収義務者

住 所
(所在地).....

氏 名
(名 称)..... 印

この申請を担当
する者の氏名

電 話 () — 番

兵庫県税条例第113条の8第1項の規定により、軽油引取税の免除を申請します。
還付

所在地 事務所 又は事 業所 代表者の氏名 電話 () — 番		免税軽油使用者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)				
この申請に係る軽油の引取りを行つた販売業者 事務所又は事業所の所在地..... 氏 名 (名 称)						
年度	月別	(ア)用途変更 数量	(イ) (ア)に対する税 額	(ウ) (イ)の中既納税額 (還付請求税額)	納入年月日	納入場所
		リットル	円	円	年 月 日	
		リットル	円	円	年 月 日	
		リットル	円	円	年 月 日	
計		リットル	円	免除 還付請求税額	円	
免除 還付請求に係る免税軽油の数量					リットル	
請求の理由						

(日本工業規格 A列4番)

様式第80号 (第32条の21関係)



軽油引取税に係る用途変更承認申請書

年 月 日

兵庫県 県民局長様

住 所
 (所在地).....
 氏 名
 (名 称).....
 この申請を担当
 する者の氏名
 電 話 () - 番

兵庫県税条例第113条の9第1項の規定により、軽油引取税に係る用途変更の承認を申請します。

業 種	
動力又は設備に直接関係を有する事務所又は事業所の所在地	
1	免税証の交付を申請した場合における当該申請に係る軽油の数量 リットル
2	交付した免税証の軽油の数量 リットル
3	免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要が生じた理由
4	3に掲げる軽油を免税用途に供した年月日 年 月 日
5	3に掲げる軽油を免税用途に供した数量 リットル
6	3に掲げる軽油の引取りを行った軽油の販売業者 事務所又は事業所の所在地 氏名 (名 称)
7	3に掲げる軽油について免税証の交付を申請することができなかつた理由
8	還 付 請 求 税 額 円

(日本工業規格 A列4番)

様式第81号 (第32条の21関係)

軽油引取税に係る用途変更承認書

年 月 日

住 所
(所在地)

氏 名
(名 称)様

兵庫県 県民局長
(県税事務所) 印

兵庫県税条例第113条の9第2項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る用途変更を承認します。

業 種	
動力又は設備に直接関係を有する 事務所又は事業所の所在地	
1	免税証の交付を申請した 場合における当該申請に 係る軽油の数量 リットル
2	交付した免税証の軽油の 数量 リットル
3	免税軽油以外の軽油を免 税用途に供する必要が生 じた理由
4	3に掲げる軽油を免税用 途に供した年月日 年 月 日
5	3に掲げる軽油を免税用 途に供した数量 リットル
6	3に掲げる軽油の引取り を行った軽油の販売業者 事務所又は事 業所の所在地..... 氏名(名 称)
7	3に掲げる軽油について 免税証の交付を申請する ことができなかつた理由
8	還 付 請 求 税 額 円

(日本工業規格 A列4番)

様式第82号 (第32条の21関係)

都道府県コード
280003
兵庫県税

軽油引取税
 納入(付)書

振替口座 番		加入者 神戸県民局出納員		所管県税事務所 県税事務所	
税目	県税	納	課税番号	チェック	納貯

年度	年分	月分	事務別	枝番	商品	税額					円
納期限						延滞金額					
取りまとめ局 大阪貯金事務センター東野田分館 郵便番号 539-8795 総括店						加算金額					
						加算金額					
						合計					
							公金機関等領収印				

収納した公金機関保管 (2年保存) 番
 収納した受入局保管

都道府県コード
280003
兵庫県税

軽油引取税

OCR用紙以外



領収済通知書

振替口座 番		加入者 神戸県民局出納員		所管県税事務所 県税事務所	
税目	県税	納	課税番号	チェック	納貯

年度	年分	月分	事務別	枝番	商品	税額						円
納期限				年	月	日	延滞金額					
取りまとめ局 大阪貯金事務センター東野田分館 郵便番号 539-8795 総括店				加算金額								
				加算金額								
				合計								
			取りまとめ店(局)受付印			公金機関等領収印						

県税事務所保管

番

〔受入店—払込店—取りまとめ店—
受入局———取りまとめ局—〕

都道府県コード
280003
兵庫県税

軽 油 引 取 税
領 収 証 書



振替口座 番		加入者 神戸県民局出納員		所管県税事務所 県税事務所	
税 目	県 税	納	課税番号	チェック	納 貯

様

年度	年分	月分	事務別	枝番	商品	税額						円
納期限				年 月 日	延 滞 金 額							
兵庫県 県税事務所				加算金額								
				加算金額								
				合 計								

納入（付）場所	公 金 機 関 等 領 収 印
兵庫県指定金融機関 兵庫県指定代理金融機関 兵庫県収納代理金融機関 兵庫県内の郵便局 県 税 事 務 所	

領収証書は大切に保存してください。

(各葉 152mm×102mm)

様式第82号の次に次の3様式を加える。
 様式第82号の2（第32条の21関係）

都道府県コード	280003	兵庫県税	軽 油 引 取 税	納 付 書	Ⓞ						
振替口座 番	加入者 神戸県民局出納員	所管県税事務所 県税事務所									
様											
税目	県税	納	課税番号	チェ ック	年度	年分	月分	事務別	枝番	商品	納貯
納期限 年 月 日				税 額						円	
取りまとめ局 大阪貯金事務センター東野田 分館 郵便番号 539-8795 総括店				延 滞 金 額							
				合 計							
						公 金 機 関 等 領 収 印					
収納した公金機関保管 (2年保存)						番					
収納した受入局保管											

152mm

102mm

都道府県コード
280003
兵庫県税

軽 油 引 取 税 OCR用紙以外
 領 収 済 通 知 書 ㊦

振替口座 番	加入者 神戸県民局出納員	所管県税事務所 県税事務所
-----------	-----------------	------------------

様

税目	県税	納	課税番号	チェ ック	年度	年分	月分	事務別	枝番	商品	納貯
納期限 年 月 日				税 額							円
取りまとめ局 大阪貯金事務センター東野 田分館 郵便番号 539-8795 総括店				延 滞 金 額							
				合 計							
				取りまとめ店(局) 受付印				公 金 機 関 等 領 収 印			

県税事務所保管

〔 受入店—払込店—取りまとめ店— 〕 番
 〔 受入局—取りまとめ局— 〕

← 102mm →

都道府県コード
280003
兵庫県税

年度 軽油引取税



納税通知書兼領収証書

振替口座 番	加入者 神戸県民局出納員	お問い合わせ先 県税事務所
-----------	-----------------	------------------

様

税目	県税	納	課税番号	チェ ック	年度	年分	月分	事務別	枝番	商品	納貯
課税標準			税率	税		額					円
納期限			年 月 日	延 滞		金 額					
年 月 日											
兵庫県			県民局長 印								
					合 計						
地方税法第144条の22第4項及び第144条の25第5項並びに兵庫県税条例第113条の15第1項の規定により、上記のとおり軽油引取税を課しますから、納期限までに納付してください（裏も読んでください。）。				納付場所 兵庫県指定金融機関 兵庫県指定代理金融機関 兵庫県収納代理金融機関 兵庫県内の郵便局 県 税 事 務 所				公金機関等領収印			

領収証書は、大切に保存してください。

← 129mm →

御注意

- 1 表記の納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合(当該期間の属する年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合)、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を納めなければなりません。
- 2 表記の納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- 3 この更正又は決定の処分について不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。

この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。

なお、この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第82号の3 (第32条の21関係)



軽油引取税減免申請書

年 月 日

兵庫県 県民局長様

住 所
(所在地).....

氏 名
(名 称).....㊦

この申請を担当
する者の氏名

電 話 () - 番

兵庫県税条例第113条の16の規定により、軽油引取税の減免を申請します。

	引 取 先 〔元売、特約業者、〕 〔その他の別〕	引 取 年 月 日	引 取 数 量
	引取りを行つ		・ ・ ・
た軽油の数量		・ ・ ・	・
		・ ・ ・	・
		・ ・ ・	・
減免を受けよ うとする事由	天災を受けた場合の被害状況		
	その他の事由		

御注意 減免事由を証明するに足る書類を添付してください。

(日本工業規格 A列4番)

様式第82号の4 (第32条の21関係) 軽油引取税(加算金)納入(付)通知書

特別徴収義務者(納税者)	業種			住所(所在地)									氏名(名称)			様	
	年分	月分	事務別	年分	月分	事務別	年分	月分	事務別	年分	月分	事務別	年分	月分	事務別		計
引渡数量	リットル			リットル			リットル			リットル			リットル			リットル	
課税対象とならない数量	リットル			リットル			リットル			リットル			リットル			リットル	
差引数量	リットル			リットル			リットル			リットル			リットル			リットル	
欠減量 $\left[\frac{1}{100} \right]$ または $\left[\frac{0.3}{100} \right]$	リットル			リットル			リットル			リットル			リットル			リットル	
(ア) 課税標準量	リットル			リットル			リットル			リットル			リットル			リットル	
(イ) 税額 $\text{(ア)} \times \text{税率(円)}$	円			円			円			円			円			円	
引渡数量	リットル			リットル			リットル			リットル			リットル			リットル	
課税対象とならない数量	リットル			リットル			リットル			リットル			リットル			リットル	
差引数量	リットル			リットル			リットル			リットル			リットル			リットル	
欠減量 $\left[\frac{1}{100} \right]$ または $\left[\frac{0.3}{100} \right]$	リットル			リットル			リットル			リットル			リットル			リットル	
(ウ) 課税標準量	リットル			リットル			リットル			リットル			リットル			リットル	
(エ) 税額 $\text{(ウ)} \times \text{税率(円)}$	円			円			円			円			円			円	
申告(確定済)額																	

引 渡 数 量	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル
課税対象とならない数量	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル
差 引 数 量	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル
税 額 ((イ)-(エ))	円	円	円	円	円	円	円	円	円
種 別									
加 算 計算の基礎となる税額	円	円	円	円	円	円	円	円	円
同 上 × 乗 率	円	円	円	円	円	円	円	円	円
確 定 済 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円
過 不 足 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円
法 定 納 期 限	・	・	・	・	・	・	・	・	・
申 告 年 月 日	・	・	・	・	・	・	・	・	・
指 定 納 期 限	年 月 日		納 入 (付) 場 所		兵庫県指定金融機関・兵庫県指定代理金融機関・兵庫県取納代理金融機関 兵庫県内の郵便局・県税事務所				

上記のとおり地方税法第144条の44、第144条の47又は第144条の48の規定に

より更正又は決定をしたから通知します。

なお、不足金額は、指定納期限までに納入（付）してください。

御注意

1 不足税額を納入（付）されるときは、法定納期限の翌日から指定納期限

年 月 日

までの期間又は当該指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合（当該期間の属する年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合）、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した延滞金額を加算して納入（付）してください。

- 2 上記の指定納期限までに納入（付）されないために督促を受け、その督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- 3 この更正又は決定の処分について不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税務所を経由して提出してください。

この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。

なお、この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

兵庫県 県民局長
（ 県税事務所） 印

（日本工業規格 A列4番）

様式第96号を次のように改める。

様式第96号 削除

様式109号から様式第132号までを次のように改める。

様式109号から様式第132号まで 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成21年兵庫県条例第10号）の施行の日から施行する。ただし、第13条、様式第9号の2、様式第13号、様式第13号の2及び様式第24号の改正規定は公布の日から、第6条の2の改正規定は平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の兵庫県税条例施行規則の様式については、当分の間、改正前の兵庫県税条例施行規則の様式によることができる。